

# 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要綱

平成12年3月24日付け12構改D第262号

最終改正 平成22年4月1日付け21農振第2477号

各 地 方 農 政 局 長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北 海 道 知 事

殿

農林水産事務次官

## 第1 目的

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業（以下「本事業」という。）は、洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びゴミ等（以下「流木等」という。）が異常に堆積し、これを放置することにより、堤防、離岸堤、砂浜等の消波機能の低下、水門の防潮機能への障害等海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施することにより、災害の防止を図り、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

## 第2 事業の内容等

- 1 本事業は、当該年発生の大規模な流木等が、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的にこれら流木等の処理を実施するものとする。
- 2 本事業は、原則として年度内に処理完了が見込まれるものについて実施するものとする。

## 第3 採択基準

本事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 海岸保全区域内に漂着したもの。
- (2) 堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着したものの。
- (3) 漂着量が1,000立方メートル以上のもの。

## 第4 事業主体

本事業の事業主体は、海岸管理者である都道府県及び市町村とする。

## 第5 事業の申請

都道府県知事は、第3の採択基準に該当し、緊急的に本事業を施行する必要がある場合、又は市町村から本事業を実施したい旨の申請があった場合は、別に定める「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業実施要領」により、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業計画書」（以下「事業計画書」という。）を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。ただし、農林水産省農村振興局（以下「農村振興局」とする。）が所管する海岸にあっては地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」とする。）、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）、水産庁が所管する海岸にあっては水産庁長官を経由するものとする。

## 第6 事業の採択

農林水産大臣は、第5の規定により提出される事業計画書等を審査の上、緊急的に施行を必要とする場合に限り事業採択とし、その旨を通知するものとする。ただし、農村振興局が所管する海岸にあっては地方農政局長を経由するものとする。

## 第7 国の補助

国は、予算の範囲内において、都道府県に対し、本事業に要する費用のうち、別表に掲げる工事費につき、別に定めるところにより補助するものとする。

## 第8 委任

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、農村振興局が所管する海岸にあっては農村振興局長、水産庁が所管する海岸にあっては水産庁長官が別に定めるところによるものとする。

別表（第7関係）

区 分	費 目	事 業 費 目 の 内 容
工 事 費	<p>本 工 事 費</p> <p>測量及び試験費</p> <p>その他特に必要と認められる経費については計上できるものとする</p>	<p>流木等の処理に係る集積・選別・積込・運搬及び焼却等の処分に係る工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費、廃棄物処理費、役務費、仮設損料、土地の借料等並びに農林水産省農村振興局長及び水産庁長官が別に定める応急対策に要する費用。</p> <p>ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料及び諸経費を含む。</p> <p>工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用</p>
事 務 費		<p>工事の施行に伴い必要な事務に要する経費（農林水産省農村振興局にあっては工事雑費に類するものを除く。）</p>